

# 子どもの権利カードゲーム

子どもにとって困難な場面をどの子どもの権利で乗り越えられるか考えるゲームを通して、子どもの権利を身近に感じながら学ぶことができるアクティビティ。

## ねらい

カードゲームを通して子どもの権利条約の内容をじっくり読むことで理解を深め、身近な話題からそれが自分に関係のあるものと認識する。

- 〈所要時間〉40分
- 〈形式〉グループワーク / 1グループ最大6名
- 〈用意する物〉
  - ・手引書（本書）
  - ・ワークカード（場面、A、Bカード3枚1セット）×4～6セット
  - ・子どもの権利カード43枚
    - ➔上記のカードで1グループ分

▶場面カード、子どもの権利カードは本手引書に元データを入れています。  
人数に応じてコピーしてご使用ください。

## 授業の準備

### グループ分け

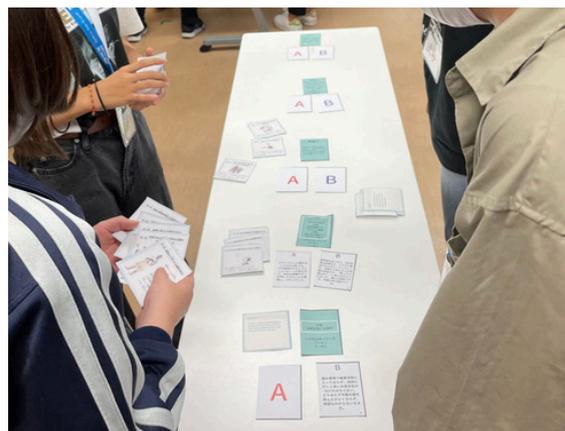
4～6人1グループ

（グループ数分だけカードが必要となるため、グループを細かく分けすぎない方がよい）

例）40人の場合：6人×5グループ+5人×2グループ 計7グループ

### 教材準備

- ・机の配置：長机を置く、またはグループのメンバーの机を寄せ、縦長にする。
- ・ワークカードを手前から奥に向かって配置する。（図を参照）
  - 場面カード（緑）：子どもにとって困難な状況が書かれている。
  - Aカード（赤）：困難な状況が改善された状態が書かれている。
  - Bカード（青）：困難な状況が継続された状態が書かれている。
- ・子どもの権利カードは山札として1カ所にまとめて置く。



## ワークの進め方（全体像）

	時間	内容	使用する教材
はじめ	5分	子どもの権利についての説明	動画（任意）
ワーク	15分	①ルール説明と手札準備 ②場面カード1を全体で実施 ③グループごとに他の場面カードにも取り組む	場面カード 子どもの権利カード
	15分	④振り返りの実施 (⑤自分の経験共有)	
まとめ	5分	グループでの感想共有	

## ワークの進め方（詳細）

### 進め方

#### 1. 子どもの権利について簡単に説明

FTCJ作成動画「知ろう！子どもの権利条約」（約2分）を見る。

子どもの権利とは、

「すべての子どもが生まれたときから持っている  
何度でも使うことができる「チケット」のようなもの。  
もし、奪われたら声をあげて助けを求めることができ、  
その権利はすぐに取り戻されるべきもの。」



動画「知ろう！子どもの権利条約」  
[https://youtu.be/jgERwJIV\\_eo](https://youtu.be/jgERwJIV_eo)

#### 2. ゲームの趣旨の説明

子どもの権利について理解を深めるために、カードゲームをすることを伝える。

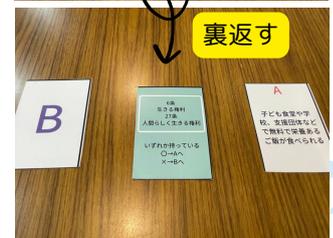
・「今からみなさんは子どもの権利を使って、困難な場面を乗り越えていきます！ルール説明をするので、まずは権利カードの山から1人3枚引き、自分の手札をじっくり読んでください。」

#### 3. ルールの説明

最初の場面カードを一緒に行いながら説明する。

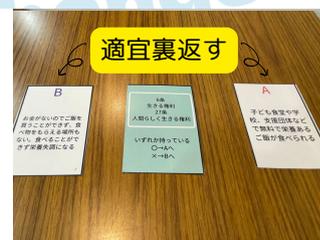
- ・まず、場面カードに書かれている文章を読み上げる。  
(教員が読み上げるか、各グループの誰かが音読するよう指示する)
- ・読み終わったら、その困難な場面を乗り越えられそうな権利を手札から探す。  
予想した札は場面カードの横に置く。  
▶お互いの手札は見せ合ってよい。  
▶最初は手札が少ないのでない場合も多く、そのまま出さずに進めてよい。
- ・答え合わせとして場面カードを裏返し、そこに記載されている権利カードを持っていない人はそのカードを場面カードの横に置く。

手札を置けた  
場合



※場面カードの裏面に記載されている権利は、唯一の答えではなく、あくまでもより深く関わる権利です。本来1つの場面にたくさんの権利が関係していますが、ゲームの進行上1~3個のみ記載していることを子どもにも伝えるようにしてください。「この権利カードは正解じゃないの？」と子どもに聞かれることも多いですが、むしろその発言が出るということは深く考えていることを意味します。「いい質問！その通り！」など、その発言を肯定しつつ上記の注釈を伝えるのもいいかもしれません。

- ・カードを持っていたグループはA→Bカードの順に、持っていなかったグループはB→Aカードの順に裏返して読む。
- ・最後に、1人2枚\*ずつ権利カードを山札から引き、手札が増えた状態で次の場面へと進む。「全員さらに2枚カードを引くことができます！」という雰囲気伝えると、手札が増える=いいことだと認識できる。  
※グループ人数や全体の場面数によっては1枚にする場合もある。  
詳細は「ゲームのしかけ」を参照。



#### 4. その他の場面に取り組む

同じ手順で他の場面カードにも取り組む。

基本的には進行を各グループに任せ、教員は巡回しながらサポートする。

- ▶時間を見つつ、「そろそろ場面3をやっているとちょうどいい時間です」など、目安となる時間をアナウンスするとグループ間の進行の差を埋められる。
- ▶早く終わったグループは「印象に残った場面カード、権利カード」を選ぶように指示を出しておくとも振り返りがスムーズになる。

#### 5. 振り返りをする

以下の問いかけ例を参考に、時間に応じて振り返りを行う。

##### 問いかけ例

- ・印象に残った場面カード（A、Bカードも含む）はどれですか？
- ・\*似たような経験（子どもの権利が守られていなかった経験）はありますか？
- ・いいなと思った権利カードはどれですか？大事だなと思った権利は何ですか？
- ・自分の権利が守られていない時、どうしたらいいと思いますか？
- ・今日学んだことをどう活かしていきたいですか？

※つらい経験を持つ子どものいる可能性があるため配慮が必要な質問。

印象に残った場面カードを聞くと「この場面カードと同じ経験ある！」と発言する子がいることも多く、場合によっては改めて問いかけずに留める方法もある。

同様に繰り返す



#### 6. まとめ

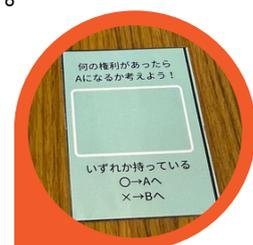
必ず伝えることは以下の通り。

- ・権利カードは本来43枚すべてを子ども一人ひとりが全員が持っているものであること。
- ・Bの状態は、権利が守られていない状態や権利を知らない状態であること。
- ・守られていないときは、おとなに相談する・声をあげるなどの方法があること。

### ゲームのしかけ

#### 最後の場面に取り組むときに権利カードの山がなくなるようにする

最後の場面カードは、裏面に答えが書かれておらず、「関係のありそうな権利カードをすべて置いてみよう」という指示が書かれています。取り組む際はすべての権利カードを選択肢としてもらいたいため、すべての権利カードが誰かの手札にある状態=権利カードの山がなくなっている状態にしたいです。最後の場面、またはその1つ前の場面に取り組むときに山札がなくなるように、場面が移る際に引くカードの数を調整しましょう。（※「余ったカードみんなで分けてください！」でも対応可能です！）



カード総数	人数	場面1	場面2～6	合計	場面2～4	
43枚	6人	18枚	1人1枚×5回=30枚	48枚	1人2枚×3回=36枚	54枚
	5人	15枚	1人1枚×5回=25枚	40枚*	1人2枚×3回=30枚	48枚
	4人	12枚	1人2枚×5回=40枚	52枚	1人3枚×3回=36枚	54枚

## 参考情報

子どもの権利についてより詳しい情報や解説をお探しの場合は、当団体ウェブサイト内の「子どもの権利」ページをご覧ください。  
やさしい言葉での説明文や無料ダウンロード資料がまとめてあります。



フリー・ザ・チルドレン・ジャパン ウェブサイト  
「子どもの権利」ページ  
<https://ftcj.org/we-movement/childrights>

## ワークシート

以下のページは印刷用ページとなります。

- ・ワークカード内容一覧
- ・ワークカード（A4両面印刷）※要切り取り  
場面、A、Bカード3枚1セット×6場面
- ・子どもの権利カード（A4両面印刷）※要切り取り
- ・振り返りシート（A4印刷）※任意

・ワークカード内容一覧（授業実施者用）※印刷は任意

番号	場面カード (困難な場面)	関連する条約の項目	A 権利が守られた場合	B 権利が守られなかった場合
1	お腹がすいたので 食べるものがほしい。	6条 生きる権利 27条 人間らしく生きる権利	子ども食堂や支援団体などで栄養あるご飯を無料で食べられる	お金がないのでご飯を買うことができず、食べ物をもらえる場所もない。食べることができず栄養失調になる
2	体の調子が悪い。熱とだるさが数日間 ずっと続いている。	24条 治療を受ける権利 26条 生活が苦しいときは特別な支援を受ける権利	健康保険に入っているため、高いお金を払わずに治療を受けることができた。原因もわかり、体調が良くなっていった。	家庭の事情で健康保険に入っておらず、病院に行く高いお金を払わなければならない。とりあえず薬局で売っている薬を飲んだがよくなり、原因もわからないまま。
3	SNSでつながった人とメッセージのやりとりをしていたら、「顔が映ってる写真送ってよ〜」と言われた。	16条 プライバシーが守られる権利 34条 性的搾取から守られる権利 36条 あらゆる書から守られる権利	プライバシーに関わることだから断った。その後相手からしつこくメッセージが来たので、SNSの通報ボタンを押してそのことを連絡し、ブロックした。	顔写真を送ったら、次は「全身の写真を送って」など、どんどん要求がエスカレートしていった。写真から住んでいる地域を特定され、「断ったら家に行く」と脅されるようになった。誰にも相談できず、おびえながら写真を送り続けている。
4	学校でいじめを受けてつらい。本当は学校で学びたいけれど、いじめったちがいる学校にはもう通いたくない。	2条 差別の禁止 28条 教育を受ける権利 39条 傷ついた子どもを守る	学校で配られた相談窓口や子どもの権利に関する条例のパンフレットを思い出した。連絡先があったので メールしてみることにした。 →おとなの人が返事をくれて、自分の意見を聞いてくれた。 →学校でどんないじめが行われているのかを調査してくれることになった。	親には心配をかけたくないから言えない。先生に相談したら、「ちくったな!」といじめったちにもっと暴力をふるわれるかもしれない。 →学校を休み、様子を見る。誰にも相談できず一人で不安で寂しい。
5	家の近くの公園では、「ボールを使って遊んではいけません」というルールがある。小学生の自分としては、本当はその公園でバレーボールをして遊びたい。児童館で働くスタッフに相談した。	12条 意見表明の権利 15条 仲間が集まる権利 17条 知りたいことを知る権利	どんな公園にしてほしいのかなど意見をまとめて地域の政治家(市長など)に提出する手伝いしてもらった。友達と提出した意見が市議会で提案され、決まった曜日と時間に、ボール遊びができるようになった。	「公園の近くに住んでいる人たちはボールが家に飛んできたり、ボールの音がうるさくて困ったりするんだよ、仕方ないね。」と言われた。世の中のルールはおとなが決めるから、仕方ないと思ってあきらめた。
6	学校の先生になるという夢があり、大学に進学予定だったが、親が失業し、お金がないから「大学進学をやめて働いてほしい」と言われた。	考えてもらうカード	失業者への子育てのための支援金ももらえる。さらに、返済不要の奨学金により、進学ができる。	家計も苦しく、勉強の代わりにバイトのシフトを増やし、働く時間を増やす。卒業後バイト先の繋がりで興味のない職に就く。
7	友達との交換日記を親が勝手に読んでいた。	16条 自分の秘密を守る権利	「子どもにだって秘密にしたいことやプライバシーが守られる」という権利があることを親に伝えて、理解してもらえた。	「あなたの親だから知ることが当然」と言われて、日記を読むことをやめてもらえなかった。
8	視覚に障害があり、目が見えない。盲学校は家から遠いので、家から近い公立小学校に入学したい。	23条 障害のある子どもの権利 29条 子どもが大切にされる教育	家から近い公立小学校の校長先生に入学前に相談したところ、学校全体で支援したり学校に通う子どもたちにも説明してこの学校で学べるようにしましょう、と言われ通常学校に入学できることになった。	地域の教育担当者から、視覚障害があるならば、盲学校にしか入学できないと言われた。すぐ残念だけど、通常学校に行くのはあきらめた。
9	自分が好きな色の服を着ていたら「男の子らしい/女の子らしい色にしろさい」と親に言われた。	2条 差別の禁止 13条 考えや思いを表現する	公民館での「子どもの権利ワークショップ」に親子で参加した。親も子どももそれぞれの考え方が違うことも学べたし、他の人と比べられることも減っていった。	なんで好きな色の服を着てはいけないのか、親に怒られる意味がわからず、親子で喧嘩ばかりしてしまう。自分の好みを分かってもらえなくて悲しい
10	習い事で親がすすめるスポーツをしているが、本当は音楽がしたい。	3条 子どもにとって1番いいことを 12条 意見表明の権利 29条 子どもが大切にされる教育	勇気を出して、ずっと音楽がやりたかったことを伝えたとこ、親が理解してくれて音楽を始めることができた。	親に気持ちを言い出すことができず、音楽はあきらめてしまった。ずっと後悔している。
11	外国から日本に来たばかりで日本語がわからず授業についていけない。	4条 国が子どもの権利を守る責任 28条 教育を受ける権利 30条 色々な文化や言語	日本語のサポートをする人が学校に来て、わかる言葉で話してくれた。先生が、わかりやすい日本語で話してくれた。	支援してくれる制度があるかわからず、そのまま教室で授業を受けている。友達との会話は少しずつできるようになってきたが、授業の内容はよくわからないまま。
12	地域のお祭りで出店しようと思ったら、運営の人に「子どもだからダメ」と言われてしまった。	考えてもらうカード	友達に話したら一緒にやろうと言ってくれた。5人以上で親の承諾を得たらできるとわかったので、仲間を集めてしっかりと準備を進め、出店することができた。	やっぱり子どもじゃできないのかと思い、誰にも相談せずにあきらめた。

### 場面①

お腹がすいたので  
食べるものがほしい。

### 場面②

体の調子が悪い。  
熱とだるさが数日間  
ずっと続いている。

### 場面③

SNSで繋がった人と  
メッセージのやりとり  
をしていたら、「顔が  
映ってる写真送って  
よ～」と言われた。

### 場面④

学校でいじめを受けて  
つらい。本当は学校で  
学びたいけど、いじめ  
っこたちがいる学校に  
はもう通いたくない。

### 場面⑤

家の近くの公園では、  
「ボールを使って遊ん  
ではいけません」とい  
うルールがある。小学  
生の自分としては、本  
当はその公園で  
バレーボールをして  
遊びたい。  
児童館で働くスタッフ  
に相談した。

### 場面⑥

学校の先生になるとい  
う夢があり、大学に進  
学予定だったが、親が  
失業し、お金がないか  
ら「大学進学をやめて  
働いてほしい」と言わ  
れた。

A

A

A

<p>16条 プライバシーが 守られる権利 34条 性的搾取から 守られる権利 36条 あらゆる害から 守られる権利</p> <p>いずれか持っている ○→Aへ ×→Bへ</p>	<p>24条 治療を受ける権利 26条 生活が苦しいときは特 別な支援を受ける権利</p> <p>いずれか持っている ○→Aへ ×→Bへ</p>	<p>6条 生きる権利 27条 人間らしく生きる権利</p> <p>いずれか持っている ○→Aへ ×→Bへ</p>
<p>何の権利があったら Aになるか考えよう！</p> <p>いずれか持っている ○→Aへ ×→Bへ</p>	<p>12条 意見表明の権利 15条 仲間が集まる権利 17条 知りたいことを知る権利</p> <p>いずれか持っている ○→Aへ ×→Bへ</p>	<p>2条 差別の禁止 28条 教育を受ける権利 39条 傷ついた子どもを守る</p> <p>いずれか持っている ○→Aへ ×→Bへ</p>
<p><b>A</b></p> <p>子ども食堂や支援 団体などで栄養あ るご飯を無料で食 べられた</p> <p>1</p>	<p><b>A</b></p> <p>健康保険に入っている ため、高いお金を払わ ずに治療を受けること ができた。 原因もわかり、体調が 良くなっていった。</p> <p>2</p>	<p><b>A</b></p> <p>プライバシーに関わる ことだから断った。 その後相手からしつこ くメッセージが来たの で、SNSの通報ボタ ンを押してそのことを連 絡し、ブロックした。</p> <p>3</p>

B

お金がないのでご飯を  
買うことができず、食  
べ物をもらえる場所も  
ない。食べることがで  
きず栄養失調になる

1

B

親の事情で健康保険に  
入っておらず、病院に  
行くと高いお金を払わ  
なければならない。  
とりあえず市販の薬を  
飲んだがよくなりず、  
原因もわからないまま  
だ。

2

B

顔写真を送ったら、次は全  
身の写真など、どんどん要  
求がエスカレートしていっ  
た。写真から住んでいる地  
域を特定され、「断ったら  
家に行く」と脅されるよう  
になった。誰にも相談でき  
ず、写真を送り続けてい  
る。

3

B

親には心配をかけたくないか  
ら言えない。先生に相談した  
ら、「ちくったな!」といじ  
めてくる奴らに余計に暴力を  
ふるわれるかもしれない。  
誰にも相談できない。  
→学校を休み、様子を見る。  
誰にも相談できず一人で不安  
で寂しい。

4

B

「公園の近くに住んでいる  
人たちはボールが家に飛ん  
できたり、ボールの音がう  
るさくて困ったりするんだ  
よ、仕方ないね。」と言わ  
れた。世の中のルールはお  
となが決めるから、仕方な  
いと思ってあきらめた。

5

B

家計も苦しく、勉強の代わ  
りにバイトのシフトを増や  
し、働く時間を増やす。  
卒業後バイト先の繋がり  
で興味のない職に就く。

6

A

学校で配られた相談窓口や  
子どもの権利に関する条例の  
パンフレットを思い出した。  
連絡先があったのでメールし  
てみることにした。  
→おとなの人が返事をくれ  
て自分の意見を聞いてくれた。  
→学校でどんないじめが行わ  
れているのかを調査をしてく  
れることになった。

4

A

どんな公園にしてほしいの  
か意見をまとめて地域の政  
治家（市長など）に提出す  
る手伝いをしてもらった。  
友達と提出した意見が市議  
会で提案され、決まった曜  
日と時間に、ボール遊びが  
できるようになった。

5

A

失業者への子育ての  
ための支援金がもら  
えた。  
さらに、返済不要の  
奨学金により、大学  
に進学ができた。

6

B

B

B

B

B

B

A

A

A

### 場面⑦

友達との交換日記を親が勝手に読んでいた。

### 場面⑧

視覚に障害があり、目が見えない。  
盲学校は家から遠いので、家から近い公立小学校に入学したい。

### 場面⑨

自分が好きな色の服を着ていたら「男の子らしい/女の子らしい色にきなさい」と親に言われた。

### 場面⑩

習い事で親がすすめるスポーツをしているが、本当は音楽がしたい。

### 場面⑪

外国から日本に来たばかりで、日本語がわからず授業についていけない。

### 場面⑫

地域のお祭りで出店しようと思ったら、運営の人に「子どもだからダメ」と言われてしまった。

A

A

A

<p>2条 差別の禁止 13条 考えや思いを表現する</p> <p>いずれか持っている ○→Aへ ×→Bへ</p>	<p>23条 障害のある子どもの 権利 29条 子どもが大切にされる 教育</p> <p>いずれか持っている ○→Aへ ×→Bへ</p>	<p>16条 自分の秘密を守る権利</p> <p>いずれか持っている ○→Aへ ×→Bへ</p>
<p>何の権利があったら Aになるか考えよう！</p> <p>いずれか持っている ○→Aへ ×→Bへ</p>	<p>4条 国が子どもの権利を 守る責任 28条 教育を受ける権利 30条 色々な文化や言語</p> <p>いずれか持っている ○→Aへ ×→Bへ</p>	<p>3条 子どもにとって 一番いいことを 12条 意見表明の権利 29条 子どもが大切にされる 教育</p> <p>いずれか持っている ○→Aへ ×→Bへ</p>
<p><b>A</b></p> <p>「子どもにだって秘密にしたいことやプライバシーが守られる」という権利があることを親に伝えて、理解してもらえた。</p> <p>7</p>	<p><b>A</b></p> <p>家から近い公立小学校の校長先生に入学前に相談したところ、学校全体で支援したり学校に通う子どもたちにも説明してこの学校で学べるようにしましょう、と言われ通常学校に入学できることになった。</p> <p>8</p>	<p><b>A</b></p> <p>公民館での「子どもの権利ワークショップ」に親子で参加した。親も子どももそれぞれの考え方が違うことも学べたし、他の人と比べられることも減っていた。</p> <p>9</p>

B

「あなたの親だから  
知ることが当然」  
と言われて、  
日記を読むことをやめ  
てもらえなかった。

7

B

地域の教育担当者から  
視覚障害があるならば  
盲学校にしか入学できな  
いと言われた。すごく残  
念だけど、通常学校に行  
くのはあきらめた。

8

B

なんで好きな色の服を着  
てはいけないのか、親に  
怒られる意味がわから  
ず、親子でケンカばかり  
してしまう。自分の好み  
を分かってもらえなくて  
悲しい。

9

B

親に気持ちを言い出す  
ことができず、音楽は  
あきらめてしまった。  
ずっと後悔している。

10

B

支援してくれる制度があ  
るかわからず、そのまま  
教室で授業を受けてい  
る。友達との会話は少し  
ずつできるようになって  
きたが、授業の内容はよ  
くわからないままだ。

11

B

やっぱり子どもじゃでき  
ないのかと思い、誰にも  
相談せずにあきらめた。

12

A

勇気を出して、ずっと  
音楽がやりたかったこ  
とを伝えたところ、  
親が理解してくれて  
音楽を始めることがで  
きた。

10

A

日本語のサポートをする  
人が学校に来て、わかる  
言葉で話してくれた。  
先生がわかりやすい日本  
語で話してくれた。

11

A

友達に話したら一緒  
にやろうと言ってく  
れた。5人以上で親の  
承諾を得たらでき  
るとわかったので、仲  
間を集めてしっか  
りと準備を進め、出店  
することができた。

12

B

B

B

B

B

B

A

A

A

第1条 18歳になるまではみんな子ども。



18歳になるまでは、みんな子どもの権利を持っている。

第2条 世界中の全ての子どもに、権利がある。だから、差別はダメ。



世界には色々な人がいて、みんな一人ひとり違っていてあたりまえ。住んでいるところや、親の職業や使う言葉や、信じている

宗教や、生活の仕方や、障害があってもなくても、男でも女でも、お金持ちであってもそうでなくても、みんなかけがえのない大切な人間。だから、違っているからって差別したりいじめたりしたら、ダメなんだ。

第3条 子どもにとっていちばんいいことを。



全てのおとなは、きみたち子どもに関係することはおとなの都合ではなく、子どものきみにとって何がいちばんしあわせかを考えて、できる限りのことを行う責任があるんだ。子どもの代わりに何かをおとなが決定する時には、その決定が子どもに与える影響を充分に考える必要があることをおとなは覚えておかないといけないんだよ。

第4条 国には、「子どもの権利条約」を守る責任がある。



この条約のきまりごとを守るために、国はできるだけ多くのお金や人材を用意して、あらゆる努力をしないとイケないんだよ。

第5条 お父さんやお母さんには大切な役割がある。



親は自分の子どもの権利が守られるよう、権利があることをきみたち子どもに伝えて、子どもが権利を使えるように手助けしないとイケないんだ。

第6条 きみには、生きる権利がある。



世界には戦争や貧しさや、病気やいじめなどで命を失ってしまう子どもたちがいるけれど、本当はそんなことはおきてはイケないんだ。どんな子どもも「生きる権利」、「豊かな成長発達を可能なかぎり最大限に保障される権利」を持っているってことを覚えておいて。

### Article 2

All children have these rights, no matter who they are, where they live, what their parents do, what language they speak, what their religion is, whether they are a boy or girl, what their culture is, whether they have a disability, whether they are rich or poor. No child should be treated unfairly on any basis.

### Article 1

Everyone under 18 has these rights.

### Article 4

The government has a responsibility to make sure your rights are protected. They must help your family to protect your rights and create an environment where you can grow and reach your potential.

### Article 3

All adults should do what is best for you. When adults make decisions, they should think about how their decisions will affect children.

### Article 6

You have the right to be alive.

### Article 5

Your family has the responsibility to help you learn to exercise your rights, and to ensure that your rights are protected.

第7条

だれにでも名前や国籍がある。



子どもが生まれたら親はその子どもに名前をつけたり、どこかの国の一員になれるよう手続きをしたりしなければいけないんだ。もし名前や国籍のない子どもがいたら、国はその子どもを守らなければいけないんだよ。

第8条

きみは、世界で特別な一人。



きみと同じ子どもは、世界じゅうどこを探してもないよね。一人ひとりみんな、違っている。きみには、きみの名前、家族など、きみ自身をかたちづけている大切なものが守られる権利があるんだよ。きみという存在の証明を誰も奪うことはできないんだ。

第9条

子どもには、親と暮らす権利がある。



親から暴力・虐待を受けるなどして親と離れて暮らしたほうが子どもにとって安全な場合をのぞき、きみたち子どもにはお父さんやお母さんから無理やり引き離されない権利、一緒に暮らせない親とも交流を続ける権利があるんだ。

第10条

親と違う国に住んでいても、会うことや一緒に住む権利がある。



もし、きみがお父さんやお母さんと違う国に住んでいて離れ離れでも、きみと親が会えたり、できるだけ親と一緒に暮らせるようにしてもらったりする権利がきみにはあるんだ。

第11条

親の勝手に違う国に連れて行かれない権利がある。



きみには、お父さんとお母さんのけんかに巻き込まれて、勝手に違う国に連れて行かれたりしない権利があるんだ。

第12条

きみには自分の意見や気持ちを周りに伝える権利がある。



誰にでも思っていること、考えていることってあるよね。きみたち子どもが、自分の意見を周りに伝えたいって思ったら、発言していいんだよ。おとなは、きみたち子どもが言いたいことを言えるような場をつくってきみたちの意見を聞く責任があるんだよ。

### Article 8

You have the right to an identity  
– an official record of who you are.  
No one should take this away from you.

### Article 7

You have the right to a name, and this  
should be officially recognized by the  
government. You have the right to a  
nationality (to belong to a country).

### Article 10

If you live in a different country than  
your parents do, you have the right to be  
together in the same place.

### Article 9

You have the right to live with your  
parent(s), unless it is bad for you. You  
have the right to live with a family who  
cares for you.

### Article 12

You have the right to give your opinion,  
and for adults to listen and take it  
seriously.

### Article 11

You have the right to be protected from  
kidnapping.

だい じょう  
第 13 条

きみには自分の考えや思いを  
表現する権利がある。



自分の考えや思っていることを自由に表現する権利はだれにでもあるんだ。その表現方法は作文でも、スピーチでも、絵をかいてもいいし、音楽や、映像、ダンスでも何でもいい。自分の好きな方法を選べばいい。でもほかの人を傷つけることはダメだよ。

だい じょう  
第 14 条

きみには何を信じる自由がある。



きみたち子どもには何を信じたり、宗教を選んだりする権利があるんだ。だれもきみの思うことや信じることのじゃまはできないんだよ。きみの幸せにつながるよう、きみが正しい判断をできるように、必要なときに、きみの親はきみを手助けをしなければいけないんだよ。

だい じょう  
第 15 条

仲間で集まる権利がある。



きみには、きみと同じ考えを持つともだちや仲間とグループを作って自由に集まったり、活動したりする権利がある。でも、誰かを傷つけたりする集会を開くことはダメだよ。

だい じょう  
第 16 条

自分の秘密を守る権利がある。



だれでも他の人に教えたくないことってあるよね。自分以外の人には教えたくないこと、たとえばお父さんやお母さんであっても、知らせたくない・秘密にしたことは、守られるべきなんだ。例えば手紙や日記などを誰かに勝手にみられるようなことから、守られる権利が子どもにはあるんだよ。

だい じょう  
第 17 条

知りたいことを知る権利がある。



だれにでも、知りたいことってあるよね。きみには、知りたいことについて調べたり情報を集めたりして、ものごとを知る権利があるんだ。でも、なかには子どもにも悪い影響を与える情報もあるから、周りにいるおとなは、きみたち子どもが有害な情報から守られるよう、見守っていく責任があるんだ。同時に、子どもが本や新聞、ラジオ、テレビ、ネットなどを通じて、知りたいことを知れるよう、子ども向けの情報を提供できるような環境を整える責任もあるんだよ。

だい じょう  
第 18 条

お父さんとお母さん両方に  
子どもを育てる責任がある。



お父さんお母さんふたりともに、子どもがしあわせに過ごすように養育する責任があるんだ。そして、国はお父さんやお母さんが責任を果たせるよう必要に応じて手助けをしなければいけないんだよ。

### Article 14

You have the right to choose your own religion and beliefs. Your parents should help you decide what is right and wrong, and what is best for you.

### Article 13

You have the right to find out things and share what you think with others, by talking, drawing, writing or in any other way unless it harms or offends other people.

### Article 16

You have the right to privacy.

### Article 15

You have the right to choose your own friends and join or set up groups, as long as it isn't harmful to others.

### Article 18

You have the right to be raised by your parent(s) if possible.

### Article 17

You have the right to get information that is important to your well-being, from radio, newspaper, books, computers and other sources.  
Adults should make sure that the information you are getting is not harmful, and help you find and understand the information you need.

だい じょう  
第 19 条

こ おや ぼうりょく ぼうげん  
子どもは親から暴力や暴言を  
う 受けない権利がある。



とう おおやさんやおおむさんは、こどもにぼうりょくをふるったり、ことばできづつけたり、こどもをほったらかしにしちゃいけないんだ。こどもは親の暴力などから守られる権利を持っているんだよ。

だい じょう  
第 20 条

かてい く こどもは特別な  
支援を受ける権利がある。



いろいろな理由でお父さんやお母さんと一緒に生活することができない子どもがいたら、こどもは、安心して生活できる別の場所を探してもらうなど、国が守ってくれるんだ。

だい じょう  
第 21 条

ようし こ だいいち  
養子になる子どものことを第一に。



おやと一緒に暮らせなかったり、親がいない子どもは、ようし（法的手続きをして、血のつながりがない人の子どになること）になって新しい家庭で生活することができるんだ。このとき、養子になる子どもの気持ちを尊重し、子どもにとって一番良いことは何かを国は考えてようし養子のサポートをしなければいけないんだよ。

だい じょう  
第 22 条

じぶん くに  
自分の国にいられなくなった  
子どもへの支援。



せんそうなどが原因で自分の国を離れなくてはいけない子どもには、世界の国々から支援を受けたり守られたりする権利があるんだ。こうした難民（自分の国から逃れてほかの国に行かないといけない人）になった子どもにも、他の子どもたちと同じように、子どもの権利条約に書かれた権利があるんだよ。

だい じょう  
第 23 条

しょうがい こ 特別な支援を  
受ける権利がある。



こころからだ しょうがい  
心や体に障害のある  
子どもには、自分らしく  
生きていけるよう、そして、社会に参加できるよう、その子どもにあった支援を受けながらみんなと一緒に勉強・生活する権利があるんだ。障害があるからって差別されたりチャンスが与えられなかったりすることがあってはいけないんだ。国は、そのために必要のことをしなければいけないんだよ。

だい じょう  
第 24 条

びょうき になったら治療を  
受けられる。



びょうき になったら、きみには良い治療を受ける権利がある。そして、きみが健康になるよう、国はできる限りのことをしなければいけないんだ。例えば、きみがきれいな飲み水や、栄養のある食べものや、良い環境や、必要な情報をえられるよう支援しないとね。

### Article 20

You have the right to special care and help if you cannot live with your parents.

### Article 19

You have the right to be protected from being hurt and mistreated, in body or mind.

### Article 22

You have the right to special protection and help if you are a refugee (if you have been forced to leave your home and live in another country), as well as all the rights in this Convention.

### Article 21

You have the right to care and protection if you are adopted or in foster care.

### Article 24

You have the right to the best health care possible, safe water to drink, nutritious food, a clean and safe environment, and information to help you stay well.

### Article 23

You have the right to special education and care if you have a disability, as well as all the rights in this Convention, so that you can live a full life.

第25条 入院したり、施設で安全・安心な生活を送る権利がある。



いろいろな理由で家ではなく、病院などの施設で過ごしている子どもには良い治療を受けたり良い環境で過ごす権利があるんだ。そして、子どもがその施設で、安全で安心な生活を送れているか、ちゃんとした治療を受けられているかを、調べてもらう権利もあるんだよ。

第26条 生活が苦しい家庭の子どもは特別な支援を受ける権利がある。



まず、貧しさ、親の病気や失業（仕事がないこと）などが原因で、生活をするのに大変な状況にある子どもがいたら、その子どものおうちを国は支援しなければいけないんだ。だって、だれにでも人間らしい生活をおくる権利があるからね。

第27条 人間らしく生きる権利がある。



すべての子どもに人間らしく育つ権利がある。そのために親は子どもがちゃんと成長できるよう食べ物や着るモノを買ったり、住むための環境を整えたりする責任があるんだ。

そして、国は親がその責任を果たせるよう協力しなければいけないんだ。「生まれた環境がちがうことで、他の子どもたちが普通にやれていることが、自分にはできなかった」というようなことがあってはいけないんだ。

第28条 きみには、教育を受ける権利がある。



すべての子どもには、質の良い教育を受ける権利があるんだ。世界には教育を受けられずに文字の読み書きや、計算ができないまま成長して困っているおとながたくさんいる。国はこういう状況を改善して、子どもが勉強できるようにしないとイケない。もし、その国だけでできなければ、世界中の国々が協力して、世界中の子どもが教育を受けられるようにしなければいけないんだよ。

第29条 子どもが大切にされる教育を。



子ども一人ひとりが大切にされて、きみたち子どもの能力や才能が伸びるような教育を提供することが大切だ。そして、教育を受けることで、子ども同士がお互いに違いを認めて尊重しあえるようになってほしいとね。

第30条 少数民族や先住民族の子どもは自分の文化や信仰をもつ権利がある。



世界には様々な文化や信仰、言語がある。どれが正しいとか、そんなことは誰にも決められない。お互いが違いを認めあわないといけないんだ。だから、きみにもきみの文化や信仰、言語を誰からも奪われない権利を持つてるんだよ。特に、少数民族や先住民族の子どもたちは、変わり者扱いされて、いじめられてしまいかもしれないけど、そんなことがあってはいけないんだ。

少数民族や先住民族の子どもには、自分たちの文化や宗教、言語が守られるよう特別な保護を受ける権利があるんだよ。

### Article 26

You have the right to help from the government if you are poor or in need.

### Article 25

If you live in care or in other situations away from home, you have the right to have these living arrangements looked at regularly to see if they are the most appropriate.

### Article 28

You have the right to a good quality education. You should be encouraged to go to school to the highest level you can.

### Article 27

You have the right to food, clothing, a safe place to live and to have your basic needs met.  
You should not be disadvantaged so that you can't do many of the things other kids can do.

### Article 30

You have the right to practice your own culture, language and religion - or any you choose. Minority and indigenous groups need special protection of this right.

### Article 29

Your education should help you use and develop your talents and abilities. It should also help you learn to live peacefully, protect the environment and respect other people.

第31条 遊ぶんだり休んだりする権利がある。



きみたち子どもには遊ぶんだり休んだりする権利があるんだ。その他にもスポーツをしたり、本を読んだり、絵をかいたり、音楽を聴いたり、映画を見たり興味のあることに挑戦することができるんだよ。

第32条 害のある仕事から守られる権利がある。



学校に行けずに休みなく働いたり、体に害のあるような危険な仕事や、暴力を振るわれたりむりやり働かされたりして心を傷つけるような仕事から子どもはみんな守られる権利があるよ。もし子どもが仕事をする場合は、安全な場所で健康的に働き、ちゃんとした賃金をもらう権利があるんだよ。

第33条 危険な薬から守られる権利がある。



きみたち子どもが、危険な薬物や、その取引にかかわらないように国は子どもを守らなければいけないんだ。

第34条 性的な暴力から守られる権利がある。



すべての子どもは、はだかにされたり、体をさわられたり、はだかの写真を撮られたり、暴力を受けたりすることから、守られる権利があるんだよ。子どもを自分の性的な興味に利用するようなことは、絶対に許されないことだよ。

第35条 誘拐から守られる権利がある。



国は、子どもが誘拐されたり、売られたり、買われたりされないようにしなければいけないんだ。そのためには国同士協力することも必要だね。

第36条 子どもに害のあることはすべて禁止！



子どもの成長のさまたげになるようなことは、ぜんぶ禁止だよ。子どもにとって良くないすべてのことから、きみは守られる権利があるんだよ。

### Article 32

You have the right to protection from work that harms you, and is bad for your health and education.

If you work, you have the right to be safe and paid fairly.

### Article 31

You have the right to play and rest.

### Article 34

You have the right to be free from sexual abuse.

### Article 33

You have the right to protection from harmful drugs and from the drug trade.

### Article 36

You have the right to protection from any kind of exploitation (being taken advantage of).

### Article 35

No one is allowed to kidnap or sell you.

第37条 子どもへの死刑やごうもんは禁止。



たとえ、きみが悪いことをして警察につかまっても、きみを痛めつけたり、傷つけたりするようなやり方で罰を与えたり、死刑にすることは、誰にも許されてない。悪いことをした子どもでも人間らしくあつかわれる権利があるんだ。

第38条 戦争から守られる権利がある。



戦争はたくさんの大切な命をうばう残酷なもの。そんな悲惨な戦争からすべての子どもは守られる権利があるんだよ。15歳未満の子どもを、兵士として戦争で戦わせることは、絶対にダメだよ。

第39条 傷ついた子どもを元気に。



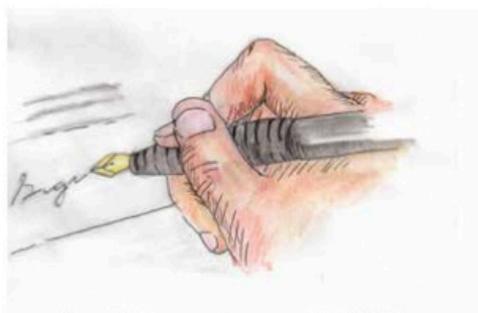
もしきみが戦争に巻き込まれたり、ほつたらかしにされたり、ひどい目にあったりして心や体を傷つけられたら、きみには回復して元気になるよう国から支援を受ける権利があるんだよ。

第40条 子どもを裁く時は特別な心くばりを。



もし、子どもが罪をおかして裁かれることになったら、子どもは成長の途中だから特別な心くばりがはらわれなければいけない。社会にもどれるよう支援を受ける権利が子どもにはあるんだよ。

第41条 この条約より良い法律はそのまま。



もし国の法律が、「子どもの権利条約」より子どもにとって良いものであれば、その法律は今までどおり守ってね。

第42条 きみには「子どもの権利」を知る権利がある！



きみたち子どもには、自分がどんな権利を持っているのかを知る権利がある。おとなも「子どもの権利」について知って、子どもが子どもの権利を理解できるよう手助けしていかないとね。

### Article 38

You have the right to protection and freedom from war. Children under 15 cannot be forced to go into the army or take part in war.

### Article 37

No one is allowed to punish you in a cruel or harmful way.

### Article 40

You have the right to legal help and fair treatment in the justice system that respects your rights.

### Article 39

You have the right to help if you've been hurt, neglected or badly treated.

### Article 42

You have the right to know your rights! Adults should know about these rights and help you learn about them, too.

### Article 41

If the laws of your country provide better protection of your rights than the articles in this Convention, those laws should apply.

第43条～第54条

国や国際機関の役割。



この各条文には、政府やユニセフなどの国際機関が、  
どうやって「子どもの権利条約」を広め、機能させ、  
子どもの権利を守っていくべきかについてその役割  
などについて書かれているよ。

	<p>Article 43 to 45</p> <p>These articles explain how governments and international organizations like UNICEF will work to ensure children are protected with their rights.</p>

# 振り返りシート

名前: \_\_\_\_\_

子どもの権利とは、

・すべての子どもが生まれたときから持っている、  
何度でも使うことができる「チケット」のようなもの。

・もし、奪われたら声をあげて助けを求めることができ、  
その権利はすぐに取り戻されるべきもの。

・印象に残った場面カード(A、Bカードも含む)はどれですか？  
(書ける人は理由も書いてみてください。)

・いいなと思ったお気に入りの権利カードはどれですか？  
(書ける人は理由も書いてみてください。)

・授業で印象に残ったこと、感じたこと

## 《ご利用フォーム送信のお願い》

この度は、フリー・ザ・チルドレン・ジャパンのブロックゲーム教材をご利用頂きまして、誠にありがとうございます。

よりよい教材作り、無料での教材提供継続のため、使用のご報告・ご意見をフリー・ザ・チルドレン・ジャパンまでお寄せください。

また、教材の使い方等、御不明な点は、どうぞお気軽にお問い合わせください。

教材ご利用フォーム



[https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSdEY\\_E3mw0t5VEyORkVHtcJAbJSU2cggLJoGGC5SeTTwRirhA/viewform](https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSdEY_E3mw0t5VEyORkVHtcJAbJSU2cggLJoGGC5SeTTwRirhA/viewform)

## 《著作権に関するご案内》

●教材・書籍等の著作権はフリー・ザ・チルドレン・ジャパンに帰属します。著作権法上の例外を除いて、教材・書籍等の全部または一部を無断で複製したり、転写・引用・入力などしないでください。学校の先生が、授業で使うためにコピーを作って児童や生徒に配布することは「著作権法上の例外」なので、問題ありません。

●教材・書籍等を利用して、非営利目的の講義や参加型学習プログラムを実施する際には、事前の広報資料や当日の配付資料、事後のレポート等に、使用する著作物の著作権者が当団体にあることを明示ください。

例「当講座で使用する教材・テキストは、フリー・ザ・チルドレン・ジャパン発行の教材です。」

発行：認定NPO法人フリー・ザ・チルドレン・ジャパン  
教材開発チーム



HP： <https://ftcj.org/>

Mail： [info@ftcj.org](mailto:info@ftcj.org)

Supported by  日本 THE NIPPON  
財団 FOUNDATION

本教材は日本財団の助成により作成されました